

福祉タクシー料金助成事業

問 障害者福祉タクシーについて

社会福祉課 ☎(55)7115

問 高齢者福祉タクシーについて

高齢福祉課 ☎(55)7116

タクシーを利用する場合の基本料金と迎車回送料金を助成しています。利用券は年間(年度)24枚です。

▼受付開始日／

令和4年度分は、3月16日(水)～

※3月・4月は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症予防のため、お急ぎでない方は、時期をずらしてお越しください。

【障害者福祉タクシー】

▼対象者／次のいずれかを所持している方

・身体障害者手帳1～3級

・療育手帳AまたはB

・精神障害者保健福祉手帳

・被爆者健康手帳

▼持参するもの／

・該当しているいずれかの手帳

・来庁者の本人確認ができるもの

▼申請先／社会福祉課または各支所

【高齢者福祉タクシー】

▼対象者／

・65歳以上のひとり暮らし高齢者

・65歳以上の高齢者のみの世帯の方

・80歳以上のすべての方

▼利用の範囲／

居宅と公共施設および医療機関の間

▼持参するもの／

・愛西市高齢者福祉タクシー料金助成受給資格者証明書

・初回申請の方は、受給資格者証明書に貼るためのお写真(縦3cm×横2.5cm)
・来庁者の本人確認ができるもの

▼申請先／高齢福祉課または各支所

民生委員による

高齢者世帯調査を行います

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

民生委員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯のお宅を訪問し、緊急連絡先などの聞き取り調査をします。

この調査により台帳を作成し、緊急時の対応などのための基礎資料とします。ご協力をお願いします。

▼実施期間／3月下旬～6月中旬

▼対象者／昭和32年4月1日以前生まれのひとり暮らし高齢者の方、高齢者のみ世帯の方

▼その他／新型コロナウイルス感染症の状況により調査を延期する場合があります。

自立支援医療受給者証(精神通院)および精神障害による入院の方への助成

問 保険年金課 ☎(55)7119

【精神障害者医療費受給者証】

精神疾患により医療機関を受診されている方で、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、令和4年4月から「精神障害者医療費受給

者証(精神通院医療のみ使用可)」が交付されます。該当される方には、2月中に交付申請の案内を送付しましたが、お手元に届いていない方、手続きがお済みでない方は、ご連絡ください。また、精神疾患で入院されている方にも「精神障害者医療費受給者証(精神入院医療のみ使用可)」が交付されますので、該当される方はご連絡ください。※制度変更の内容については、広報あさい2月号をご確認ください。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

問 保険年金課 ☎(55)7119

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある75歳以上の方などは、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

ご自分の負担割合は、令和4年9月頃に届く新しい保険証でご確認ください。制度に関するご質問は、厚生労働省コールセンター☎0120(00)719にお問い合わせください。

泥つき走行はやめましょう

問 土木課 ☎(55)7125

耕運機・田植機・トラクターなどの農作業機械で田畑から一般道路を走行されるときに、機械に付いた土を道路に落とすままにされていることが見

受けられます。それが原因で、一般車両が走行するのに支障をきたしたり、汚れたりしてしまうなどの苦情が寄せられています。

農作業機械を道路上で走行させるときは、田畑・畦道などで十分に泥土を落としてから走行しましょう。

「パワーハラスメント防止措置」が義務化されます

問 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 ☎(052)0312

令和4年4月1日より中小企業にも労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が義務化されます。職場のパワーハラスメントは、働く人が能力を十分発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、社会的評価に影響を与えかねない大きな問題です。事業主の方は、これまで職場におけるセクシャルハラスメントなどの防止措置を講じてきた経験を活かしつつ、パワーハラスメント防止対策についても必要な措置を講じてください。また、働く人自身も、職場で関わる人たちをお互いに尊重することで、ハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。